

会 議 録

☐ 全部記録 ☒ 要点記録

1 会 議 名	第 1 回姫路市地域福祉計画策定会議
2 開催日時	令和 8 年 7 月 8 日（水曜日） 1 4 時 0 0 分～1 6 時 0 0 分
3 開催場所	姫路市防災センター 3 階 第 1 会議室
4 出席者又は欠席者名	出席者 1 5 名（欠席者 3 名）、事務局
5 傍聴の可否及び傍聴人数	傍聴可、傍聴人なし
6 議題又は案件及び結論等	1 姫路市の現状について報告 2 姫路市の地域福祉の課題について検討 3 計画の基本的な考え方について検討
7 会議の全部内容又は進行記録	詳細については別紙参照

事務局	開会（14：00） （開会のあいさつ） （資料確認） （委員紹介） （座長副座長の決定） （欠席者の紹介）
事務局	説明事項 ・ 計画策定方針 資料 1 （P. 1～P. 9） ・ 現計画の取組状況 資料 1 （P. 10～P. 16） ・ 姫路市の現状 資料 2 ・ 姫路市の地域福祉の課題 資料 1 （P. 18～P. 40） ・ 計画の基本的な考え方 資料 1 （P. 41～P. 47）
座長	少子高齢化の影響を実感することができる内容だったが、具体的な取組み内容については次回の会議で検討したい。それを考慮したうえで今の説明についての質問や意見を願いたい。地域福祉の課題についても感じておられることがあれば発言いただきたい。
A 委員	2 ページの③の「世帯の推移」だが、この「一般世帯数 22 万 3793 世帯」とは、一人暮らし世帯も含まれている「全世帯数」ではないのか。 核家族世帯数が 13 万 598 世帯だが、夫婦のみと子供を含む世帯のことを核家族と思うが、どうか。
事務局	一般世帯数とは全体の世帯数であり、核家族や一人暮らしもすべて含まれる。
B 委員	では、核家族世帯数とは何を意味しているのか。
事務局	夫婦のみや子どものみの世帯のことを指している。両親と子どもだけの世帯である。
B 委員	一人暮らしで結婚していない人はどこに含まれるのか。
事務局	世帯数が減少傾向にあり、一人暮らしで結婚していない人は核家族世帯に含まれない。結婚しない若者が増えているため、一人あたりの平均値が減っていることになる。
B 委員	分類が曖昧ではないか、一所帯でともに暮らす親子が世帯分離している場合には 2 世帯になる。引きこもりで親と暮らしている親子や、ともに働いていて一所帯の中でも世帯

	分離している親子などもあり、国勢調査の分類を基にして細かい事情もひとくくりにして数字で表すことに無理がある。あくまでもこの資料の意図は地域福祉がテーマであるため、手を指し伸ばして欲しい世帯数等も項目別に分けて集計しないと、これではざっくり過ぎる。
A 委員	これは国勢調査の数字を出しているのか、姫路市のデータなのか。
事務局	ものによっては国勢調査、毎月の人口統計のデータを使用している。
A 委員	このデータは市で公開しているのか。
事務局	市のホームページに載っている。
A 委員	22 万 3793 世帯のうちに 13 万 598 世帯も含まれていることを記載すべきだ。
C 委員	社会福祉法の改定にあたり「2040 年を見据えた身寄りのない高齢者への支援」と「包括的な相談支援」と「協働による支援体制の強化」が重要な方向性として示されているが、これまで家族が担ってきた「入退院や入所時の支援」や、「意思決定支援」、「権利擁護」、「死後事務」などの役割を、これからは地域や社会全体で支えていかなければならない。とりわけ単身高齢者や身寄りのない高齢者への対応については、 地域福祉計画の中でも具体的に考えていかなければならない課題であるが、方針を見る限りではそれらを具体的に読み取ることができない。今後、位置づけていくつもりなのか。
事務局	基本方針や施策案を載せるにあたって、43 ページの基本方針 2 の「権利擁護支援の充実」に身寄りのない高齢者を盛り込むつもりであるが、身寄りのない高齢者を施策として限定するとそれ以外の支援を省く形になるため、事業として加え、そこに支援内容を明記したいと考える。
D 委員	資料 1 の 26 ページの 4 に「自治会活動に加入していない割合」が 20.2%とあるが、こんなに多いのか。5 人に一人が加入していないということは事実なのか。地域とのかかわりを持ちたくない割合も 15.6%もあるが、このような現状では次期計画に掲げた「一人ひとりが関わり合い、支え合い、安心して健やかな暮らしができ、好きが深まるまちの実現」という理念が実現できるのか。難しいのではと感じる。
E 委員	鹿児島市は自治会加入率が 50%台で、大阪などの都会では、地域によっては 30%など、全国的に見ても姫路市の人口 52 万人の中核市で 88%という数字は非常に高い加入率であり、非常に良好だと考える。今後もさらに盛り上げて行きたいと思う。

A 委員	すべての自治会加入率が下がってきている中でこの理念の一文の中に、福祉の本質である「一人ひとりがかかわりあい」「支え合う」などの言葉がすべて盛り込まれていると思うので、加入率を上げることよりもこの理念を周知することがいいと思う。
B 委員	資料 2 の 13 ページの社会福祉協議会の活動の中で、連合婦人会の会員数は減少しているが、連合婦人会に入会していなくても地元の自治会や民生委員と一緒に活動する女性部や婦人部もあり、社協の福祉活動には沢山の女性関わっている。それらの数字を拾い上げてこそ福祉活動のデータではないか。 また、民生委員の地域活動、配食や子育て支援などの各活動の繋がりが、災害時の援護支援につながることもある。このように一度は関わらなければ情報も得られないことから、自治会以外の活動も半強制的に会員になる制度をつくり、たとえ 1 年でも役員を経験させることで情報網を広げなければ、これ以上福祉活動の数値が向上することはないと思われる。
座長	委員の意見どおりに、情報発信を検討して行く必要があると思う。
F 委員	資料 1 の 37 ページの実態調査の「在宅の福祉サービスの充実の充足度」の割合が、令和 2 年から令和 7 年度に改善されて増えているが、改善理由がわかれば他の取り組みにも応用できるのではないかとと思うが、どうか。
事務局	改善理由としては、介護保険制度の改定があったわけでも、給付費が伸びているわけでもないが、要介護・要支援認定者数は現在 3 万 5000 人ほどで、おそらく介護保険制度ができてから 25 年ほど経って利用者のサービス利用が安定してきたのではないかとと思われる。
事務局	個々のサービス利用の認知度と利用者の評価の関係についても調べたいと思う。
G 委員	資料 2 の 7 ページの(4) 姫路市の保育所の入所児童数の推移の表で、令和 8 年度にかけて保育所の入所児童数が 1 万 1161 人だが、入所割合の 52.0%の意味とは何か。 入所年齢対象児童の数のうち、現在保育所に入所している児童数ではないかと思う。
事務局	52%に数字が上ってきている理由としては、女性の社会進出や就労状況、保育所の入所枠の拡大や、保育要件が確立され、全国的な保育料の軽減などが関連していると思われる。
G 委員	待機児童数が減っているので、ほぼ入所できていると思う。

事務局	この入所割合は入所者数を就学前児童数で割っている数値になる。
G 委員	保育所の入所状況は充足しているようだが、市立幼稚園の児童数が定員に満たない状況にある。午後 2 時までの預かり時間が今のニーズには合わないようだが、市立幼稚園は広い園庭と広い教室を持ち、教育水準としても良いのでどうにかならないかと思う。子ども会への児童の入会数も保護者の役員負担から減っているが、親の事情で子どもが子供会へ入れないのは可哀想だと思う。
H 委員	地域福祉に関しての詳しく突っ込んだ質疑応答は次回の予定という説明だったが、今日でも構わないか。
事務局	方針が決まった時点で方針に合った施策などを協議していただきたいので、今日は本日の議案である基本方針や理念の案についての質問やご意見をいただきたい。
H 委員	資料 1 の 20 ページの問 8 に近所付き合いについての設問があるが、「顔もよく知らない人がほとんど」という回答が令和 2 年度と令和 7 年度を比べると増え、「お互いに訪問しあう」も減っている。民生委員や児童委員は数が減る中でも訪問活動を続けられており、老人クラブも一人暮らしや体調を崩された高齢会員宅を訪問して励ましの声掛けを行っているが、最近は亡くなられても気づかないことがあり、社会での関係性が大きく様変わりしていると感じる。このように隣人にも手を差し伸べにくい社会環境だが、姫路市としてはどのように支え合って繋がり合うのか、方向性を伺いたい。 もう一点は施策として 51 事業があるという説明だったが、51 事業に対して解決のための最適対応を行い、その後のフォローを行っているのかお訊きたい。 また、地域で世話をする担い手が減少する中で、互助、共助の担い手不足に対する行政の方針も訊きたい。この先、住民同士の付き合いも難しくなり、今まで通りに自治会や老人クラブや婦人会や民生委員だけに任せてはおくこともできないが、地域間の繋がりを強化して支え合う社会に変えて行くための主導的な役割は行政しかないと考える、それについてはどうか。
事務局	近所づきあいの変化という現状に合わせて、42 ページに記載してある「地域のつながりと支え合いを育む」を基本方針として挙げたので、今年度中に何らかの取り組みが考えられないか、検討したいと思う。例えば、役員の負担による加入者の減少は状況的には変えられないが、地域に人が集まる場を設けたり、会員でなくとも繋がれるような仕組みづくりなどを整備したりして、今までとは違った近所づきあいの形から地域の繋がりを築けたらと考える。 次に、相談事業の相談内容についてだが、核家族ではあるが親も子も高齢であったり、障害を持っていたり、生活困窮していたりと複合的な相談内容が増加している。そのた

	め、どこの部門にも入らない狭間の相談事や複合的な相談事も一体的に受けることができる支援体制を組み込んでいるところである。また、具体的な支援内容については、関係部門が一堂に集まる支援会議を設け、伴走支援や居場所への参加支援などを連携しながら検討して行く場を開設し、重層的支援体制の整備事業として本計画にもこれらを明記して行く予定だ。
I 委員	資料 1 の 16 ページに、ここ数カ月間で対話型チャット AI による利用相談件数が 527 件と記載されているが、姫路市では保護者連絡アプリスクリレや、姫路市の公式 LINE やその他の SNS でも情報発信されているようだが、40 代の市民としては情報のデジタル化はありがたいので登録者数や閲覧数の、この数年の動向をお聞きたい。 もう一点だが、地域包括からの依頼で「いきいき 100 歳体操」の指導を実施しているが、高齢者の方も中学校区単位の姫ポイントを集められている。このように年齢を問わずデジタル化は必要だと思われるが、スマホ補助金などデジタルツールの支援についてはどのような方針なのか。
事務局	姫路市の公式 LINE の登録者数は 7 月 8 日現在 6 万 1587 人で、地域での放課後児童クラブの情報、ごみ出しの相談なども紹介し、広報でも登録や内容の案内をしている。地域福祉の DX 化については市の窓口の DX 化が進んでいるものの、いわゆる地域における DX 化は遅れており、他都市では民生委員活動や自治会の回覧板も DX 化されている例があり、担い手不足の一助にもなるならば支援も検討したいと考えている。
C 委員	資料 1 の 37 ページの実態調査の (8) の「在宅福祉サービスの充足度」で、充足しているという回答が 53.7%である一方で、資料 4 の 60 ページの問 24「福祉サービスを利用したことがない」という回答が 50%を超えているが、この結果の齟齬はどういうことか。 サービス利用者の回答なのか利用者以外の回答なのか、分析を丁寧にしていただきたい。地域福祉計画は地域の実態をどのように分析するかによって、課題の設定や施策の方向性が決まると思うので、地域の実態について数字も含めて背景や対象者の状況は重要だと考える。先ほどの「在宅福祉サービスの充足度」の説明では介護保険サービスを中心に説明されていたが、地域福祉サービスには障害者サービスや在宅支援も含まれるため、地域福祉サービス全体の視点で再度分析していただきたい。
D 委員	DX 化推進の意見が出たが、回覧板を隣家に回す際に隣家の様子もわかったりするので、これを LINE にしてしまうとよりつながりが希薄になる。PTA の役員も経験しているが、最初は躊躇したが、活動すると楽しかったりするので、DX 化ですべてを進めることの弊害もあると考える。
J 委員	高齢者の方を対象にした仕事だが、お年寄りにとっては SOS を出す手段としてスマホはなくてはならないものだが、高齢者自身が契約しなければならないのは問題かと思う。

	身寄りのないお年寄りが通話料の滞納や詐欺被害などで利用停止や契約解除になっても家族以外ではどうしようもできない。さらに信用情報機関に名前が登録されると再度の契約ができなくなり、スマホを持つこともできなくなる。そうした事実を考慮して、計画の中に支援を盛り込むべきかと思う。
K 委員	資料 1 の 13 ページ、市民後見人の養成の登録者が減少しているが、市民後見人の養成研修はどのように実施されているのか。身寄りがなく、ごみ屋敷で、支払いも滞納し借金まみれの中、普通に生活できるように整えるには長い時には 2～3 年はかかることがある。法律的にも、心身的にも安定した状態にもっていくことができれば、財産管理と面会程度で済むようになるため、その時点で市民後見人にバトンタッチできれば一部の司法書士に集中する支援業務が緩和できる。マンパワーが不足する中、市民後見人に引き継げる仕組みがあれば回転して行くのではないかと考えているが、状況としてはどうか。
事務局	市民後見人はボランティアとして無償で活動してもらうものだが、11 日間の研修受講後、意思確認のあとに登録という段階を踏むものだが、市民後見人に任せられる案件はかなり限られたもので、専門職が関わり、安定した状態にもっていけた後に、引き継ぎができるような仕組みを今後考えて行くことができればと思う。
L 委員	市民後見人を研修しているのは社会福祉協議会だが、昨年度は事前説明会有り、56 時間の実習があり、意思確認をして登録への流れだが、社会福祉協議会は公益的な活動であるため規約に則った条件の案件以外は受けることができないが、うまくつながる仕組みができれば可能かと思う。
M 委員	資料 1 の 39 ページ、災害への備えの必要度が 32.5%減少している。地域における共助、公助というところを、姫路市はどのような形で市民に伝えていくのか。
事務局	姫路市の災害支援についてお答えする。災害時要支援援護者事業として、自治会を単位とした災害時要援護者支援協議会を設けて、市が委託している。災害時、独りで避難することが難しい方にあらかじめ協議会に登録してもらい地域内の要支援援護者を、地域の中で把握してもらうための取り組みである。自治会や民生委員の協力を得ながら、支援を実施している状況である。
N 委員	医師会としても DX 化は積極的に進めて行かなければいけない。地域の各団体をまとめて行こうとすると限界があり、行政が色々と関与しなければならない。地域福祉計画策定会議にも行政各課が積極的に参加してもらわないと、なかなか進まなくなるだろう。自治会の中で大きな問題となっているのは人口減少の地域の医療の提供体制や警察や消防から通報のある孤独死。年間約 400 件検視に行っている。行政が関与しなければならないが、人口減少地域に対する対策として、医師会として国からのモデル事業の地域に今

事務局	年度選ばれている。資料 4 の 72～75 ページで、訪問医療の充実でみると各地域で突出しているところがある。それらに関してはオンライン診察で医療を必要としている方を診療するシステムを立ち上げようとしている。少子高齢化で医療現場にも問題があつてそれに関して医師も解決しようとしているが難しい問題である。 本日欠席の、0 委員からご意見が届いているので読み上げる。
	令和 8 年の社会福祉法改正は、2040 年を見据えた地域共生社会の実現と、福祉人材不足への対応が大きなテーマとなっており、介護保険法や老人福祉法、障害者総合支援法などと、一体的に見直され、多くの内容は令和 9 年 4 月施行予定となっており、令和 9 年度から始まる今回の次期地域福祉計画ではこれらを十分に踏まえる必要がある。現在の地域福祉計画は、もともと地域共生社会の実現を基本理念に据え、地域福祉を支える環境づくり、支え合いを支援する仕組みづくり、健やかな暮らしを支えるまちづくりの 3 本柱で構成されており、令和 8 年の社会福祉法改正の方向性と非常に親和性が高いため、基本理念などはそのものを大きく変更する必要はないが、一方で、令和 9 年度から始まる次期計画では、次の 5 つの視点で具体的施策を構築していく必要があると考えられる。1 番としては、包括的支援体制の強化、断らない相談支援の仕組みをさらに具体化し、2 番としては身寄りのない人への支援、身元保証、入退院支援、死後事務支援を計画に位置づける。3 点目は、権利擁護の強化、成年後見、意思決定支援、権利擁護センター機能の充実で、4 番目は福祉人材確保、地域福祉人材の育成・確保・多職種連携、5 番目は地域共生社会、地域住民・NPO・企業・社協との協働をさらに推進させる。
L 委員	資料の 2 の 13 ページの社協支部の説明をさせていただく。14 ページには社協の基本事業として 4 事業の実績が記載されている。15 ページには、支部選択事業として各支部の事業実績があるが、ここに令和 7 年度の実績と書かれているが、コロナ禍には活動が減ったもののその後回復し、コロナ禍前と同水準で活動ができている。その中でも担い手不足が大きな問題で、高齢化と加入者が減っていることから、社協では担い手確保育成強化事業として、ボランティアを増やす工夫とともに、財政的な支援も行っている。しかし、71 の支部のうちこの事業を実施している支部は 2 割強で、事業の実施拡大は大きな課題である。地域に一番近いところに位置する社協の現場の意見を聴いていただき、計画に反映していただきたい。 また、社会福祉法改正についても協議させていただきたい。
H 委員	対話型チャット AI 引きこもり状態にある人への支援実績では、高齢者世帯が多いのではないかと、年代別などのデータも知りたい。
事務局	相談件数の令和 7 年度の実績としては、10 代が 14%、20 代が 16%、30 代が 20%、40 代が 17%、50 代が 19%、60 代以上が 14%で、相談内容の内訳は、まんべんなく相談をいただい

座長 一同	ている。 SNS での相談については、解決型の AI ではなく相談者の意見を伺ってその内容をこちらから繰り返して、自分の考えをまとめて整理していくようになっており、チャット AI が終わった後にも、引き続き窓口で相談されたいことがあれば、連絡先等の情報を書いて送信すると、つながる窓口よりアウトリーチで連絡を行い、対面の相談を進めていく形となっている。 数字だけでは見えない課題が明確化されている。今後は資料 1 の考え方にに基づき策定していくということでしょうか。 (異議なし) 閉会 (16 : 00)
---------------------	---